

豊前総合法律事務所 顧問料月額とサービス内容

【顧問契約のメリット】

- 1 企業・事業の内容は千差万別です。日頃のお付き合いを通し、内情を深く理解した弁護士が、有事の際、迅速・的確に対応することが期待できます。
- 2 保険のように、平時は恩恵を感じないかもしれませんが、有事の際に力強い存在になることが期待できます。
- 3 顧問料は税務上の経費になります。

サポート内容	3万円プラン	5万円プラン	10万円プラン
弁護士稼働時間上限	2h	5h	10h
電話相談	1h	3h	10h
メール相談	8往復まで	15往復まで	無制限
事務所での相談	○	○	○
定期訪問対応	×	○ (2か月に1回)	○ (月1回)
HP上に顧問弁護士としての掲載	×	○	○
社員からの相談対応 (福利厚生)	×	×	○
契約書・法律文書の作成・チェック ※1	×	○	○
内容証明郵便作成・書面作成 簡易な相手方との直接交渉 ※2	×	○	○
交渉・労働審判・労働組合・訴訟対応 委任時の着手金割引 ※3	1割	2割	4割

※1 簡易な通知書や連絡文などの法律文書を作成いたします。
(特例法や行政運用などの法律調査分析が不要なもの。2枚以下、英文書を含まず。)

※2 簡易な相手方の直接交渉とは、関係者との多少のやり取りで解決が見込まれるものを指します。
実稼働時間が顧問プランに定める月稼働時間を超過した場合、別途追加費用をいただくことがあります。

※3 代理活動を顧問契約の範囲内でお引き受けすることは難しいため、ご了承ください。
別途追加スポット案件として費用を請求させていただくことになります。

これらを基本としつつ、御社との個別協議により内容を決定させていただきます。